

川崎都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

新旧対照表

(新)

川崎都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

令和 7 年 3 月

川崎市

(旧)

川崎都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成 2 9 年 3 月

川崎市

(新)

1 はじめに

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、地域の発展の動向や、将来の見通し等を勘案して、長期的な視野に立った本市の将来都市像の実現に向け、その道筋を明らかにしようとするものである。

市域の全域が都市計画区域となる本市の都市づくりの基本理念や市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分の有無、主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

都市計画に関する各種方針^{※1}や個別の都市計画は、この「整開保」に示す都市計画の方向性に即す必要がある。

「整開保」は昭和45(1970)年に策定^{※2}されて以降、これまで、7回の定期的な見直しが行われた。6回目の見直しまでは神奈川県が「整開保」の都市計画決定の権限を有し、おおむね6～7年ごとに見直しを行っていたが、平成27(2015)年6月に神奈川県から本市に「整開保」の都市計画決定権限が移譲されたことから、平成29(2017)年3月の7回目の見直しでは、本市による主体的な見直しを行った。今回(8回目)の見直しにおいても、近隣都市との広域的な調整を図りながら、本市の実情に沿った見直しを行う。

なお、おおむね5年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果や社会経済状況の変化等を踏まえ、対応が必要となった場合には、「整開保」の変更を適時適切に行うものとする。

^{※1}都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、都市計画マスタープラン等

^{※2}昭和45(1970)年当初は神奈川県が「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針」として決定、平成12(2000)年5月の都市計画法の改正により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に名称が変更

(2) 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり川崎市の全域である。

区 分	市 町 名	範 囲
川崎都市計画区域	川 崎 市	行政区域の全域 (地先公有水面を含む。)

(旧)

1 はじめに

(1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針とは

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）は、都市計画法第6条の2に基づき、広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、地域の発展の動向や、将来の見通し等を勘案して、長期的な視野に立った本市の将来都市像の実現に向け、その道筋を明らかにしようとするものである。

市域の全域が都市計画区域となる本市の都市づくりの基本理念や市街化区域と市街化調整区域を区分する区域区分の有無、主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

都市計画に関する各種方針[※]や個別の都市計画は、この「整開保」に示す都市計画の方向性に即す必要がある。

整開保は、神奈川県決定権限のもと、昭和45年に策定^{*}されて以降、これまで、6回の定期的な見直しが行われたが、平成27年6月に神奈川県から川崎市に整開保の都市計画決定権限が移譲されたことから、今回(7回目)の見直しは、市が主体的に行う初めての見直しとなる。

[※]都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針、都市計画マスタープラン等

^{*}昭和45年当初は神奈川県が「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発及び保全の方針」として決定、平成12年5月の都市計画法の改正により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に名称が変更

(2) 都市計画区域の範囲

本区域の範囲は、次のとおり川崎市の全域である。

区 分	市 町 名	範 囲
川崎都市計画区域	川 崎 市	行政区域の全域 (地先公有水面を含む。)

(新)

2 都市計画の目標

(1) 目標年次

基準年次を令和2年(2020年)、目標年次を令和17年(2035年)とする。

(2) 都市づくりの基本理念

① めざす都市像とまちづくりの基本目標

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸*のまち かわさき」をめざし、都市としての持続的な成長を確かなものにするとともに、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進め、誰もが幸せを感じられるような取組を推進する。

このめざす都市像の実現に向けて、まちづくりの基本目標を次のとおりとする。

ア 安心のふるさとづくり

イ 力強い産業都市づくり

※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています

② 基本政策

基本目標を達成する基本政策を次のとおりとする。

ア 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

イ 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

ウ 市民生活を豊かにする環境づくり

エ 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

オ 誰もが生きがいを有する市民自治の地域づくり

③ 都市づくりの基本方針

ア 魅力ある都市づくり

近隣都市拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれる広域的な拠点整備を推進するとともに、地域のニーズに的確に対応し、地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺などを中心とした身近な地域が連携した魅力あるまちづくりを推進する。これらのまちづくりを支える効率的・効果的な交通体系の構築や良好な景観づくりの推進などにより、魅力ある都市づくりをめざす。

イ 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

超高齢社会にあっても、高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざす。

ウ 緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

市民、事業者などと協働しながら、将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくりと、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる都市づくりをめざす。

多摩川や多摩丘陵の自然をはじめ公園や農地など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する都市づくりをめざす。

エ 産業の発展を支える都市づくり

(旧)

2 都市計画の目標

(1) 目標年次

基準年次を平成22年(2010年)、目標年次を平成37年(2025年)とする。

(2) 都市づくりの基本理念

① めざす都市像とまちづくりの基本目標

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸*のまち かわさき」をめざし、都市としての持続的な成長を確かなものにするとともに、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進め、誰もが幸せを感じられるような取組を推進する。

このめざす都市像の実現に向けて、まちづくりの基本目標を次のとおりとする。

ア 安心のふるさとづくり

イ 力強い産業都市づくり

※「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

② 基本政策

基本目標を達成する基本政策を次のとおりとする。

ア 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

イ 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

ウ 市民生活を豊かにする環境づくり

エ 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

オ 誰もが生きがいを有する市民自治の地域づくり

③ 都市構造

ア 広域調和・地域連携型のまちをめざす

イ 魅力にあふれ、個性ある都市拠点をめざす

ウ 生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざす

エ 広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざす

オ 多摩丘陵の緑地と多摩川・鶴見川水系を骨格にした、緑と水のネットワークを育む

(新)

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を、高度先端技術やＩＣＴ等の活用により、医療・福祉、エネルギーなどの新産業の創出に結びつける。さらに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業の発展を支える都市づくりをめざす。

オ 災害に強い都市づくり

誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられる災害に強い都市づくりをめざす。

カ 市民が主体となる身近な地域づくり

市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域づくりめざす。

キ 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

将来的な人口減少を見据えて、交通利便性が高い拠点地区等への都市機能の集積や多様な世代が居住できる環境整備及び人口減少や高齢化の進行する地区におけるファミリー世帯等の居住や多様な住まい方の誘導等を促進するとともに、公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上を図り、持続可能で効率的な都市づくりをめざす。

④ 都市構造

ア 広域調和・地域連携型のまちをめざす

イ 魅力にあふれ、個性ある都市拠点をめざす

ウ 生活行動圏の身近な地域が連携した住みやすく暮らしやすいまちをめざす

エ 広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざす

オ 多摩丘陵の緑地と多摩川・鶴見川水系を骨格にした、緑と水のネットワークを育む

カ コンパクトで効率的なまちをめざす

(旧)

④ 都市づくりの基本方針

ア 魅力ある都市づくり

近隣都市拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれる広域的な拠点整備を推進するとともに、地域のニーズに的確に対応し、地域生活拠点や交通利便性の高い身近な駅周辺などを中心とした身近な地域が連携した魅力あるまちづくりを推進する。これらのまちづくりを支える効率的・効果的な交通体系の構築や良好な景観づくりの推進などにより、魅力ある都市づくりをめざす。

イ 誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり

超高齢社会にあっても、高齢者、障害者、子育て世帯など、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと快適に暮らせる都市・住まいづくりをめざす。

ウ 緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり

市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる都市づくりをめざす。

多摩川や多摩丘陵の自然をはじめ公園や農地など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する都市づくりをめざす。

エ 産業の発展を支える都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を、高度先端技術やＩＣＴ等の活用により、医療・福祉、エネルギーなどの新産業の創出に結びつける。さらに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な

(新)

(旧)

産業の発展を支える都市づくりをめざす。

オ 災害に強い都市づくり

誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられる災害に強い都市づくりをめざす。

カ 市民が主体となる身近な地域づくり

市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となつて、地域の身近な課題解決を促進するとともに、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域づくりめざす。

キ 人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり

将来的な人口減少を見据えて、交通利便性が高い拠点地区等への都市機能の集積や多様な世代が居住できる環境整備及び人口減少や高齢化の進行する地区におけるファミリー世帯等の居住や多様な住まい方の誘導等を促進するとともに、公共交通を主体とした駅等へのアクセス向上を図り、持続可能で効率的な都市づくりをめざす。

(3) 地域毎の市街地像

地域毎の市街地像は、次のとおりとする。

① 広域拠点（川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区）

グローバル化の進展も見据え、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を引き続き進め、魅力にあふれた「広域拠点」の形成をめざす。

② 地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅周辺地区、溝口駅周辺地区、鷺沼・宮前平駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

商業・業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす「地域生活拠点」の形成をめざす。

③ 臨空・臨海都市拠点等（殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域、厩島地区）

首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、高度な研究開発・生産・エネルギー・物流機能の集積といった優れたポテンシャルを活かし、ライフサイエンス分野の集積や大規模土地利用転換を契機とした産業のカーボンニュートラル化、革新的な技術・素材・製品等の創出、首都圏の強靱化等を実現する機能集積とこれらを支える基盤整備を確実に進め、我が国の重点課題の解決に資する活力ある「臨空・臨海都市拠点」の形成をめざす。

④ 生活行動圏（川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリア）

鉄道沿線を中心に展開する生活行動圏において、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、それぞれのエリアの特性を活かした身近な地域が連携する住みやすく暮らしやすいまちづくりをめざす。

(3) 地域毎の市街地像

地域毎の市街地像は、次のとおりとする。

① 広域拠点（川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区）

グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置に立地し、鉄道や道路などの恵まれた都市基盤を有する本市の強みを最大限に活かすとともに、時代の変化に応じた都市機能の集積や更新を進め、魅力にあふれた「広域拠点」の形成をめざす。

② 地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅周辺地区、溝口駅周辺地区、鷺沼・宮前平駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

商業・業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに都市基盤等の整備を進め、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約し、それぞれの地域特性や個性を活かす「地域生活拠点」の形成をめざす。

③ 臨空・臨海都市拠点（殿町・大師河原地域、浜川崎駅周辺地域）

臨海部では、首都圏における地理的優位性や羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルを活かし、既存産業の高度化・高付加価値化や、研究開発機能、環境・ライフサイエンス分野など先端産業の集積・創出、陸海空の交通結節機能を活かした物流拠点形成、これまで培ってきた環境技術を活かした国際貢献、また、これらを支える都市基盤整備や土地利用の誘導を進め、我が国の経済を牽引する活力ある「臨空・臨海都市拠点」の形成をめざす。

④ 生活行動圏（川崎駅・臨海部周辺エリア、川崎・小杉駅周辺エリア、中部エリア、北部エリア）

鉄道沿線を中心に展開する生活行動圏において、鉄道を主軸とした都市の一体性と都市機能の向上を図り、地域生活拠点を中心に、それぞれのエリアの特性を活かした身近な地域が連携する住みやすく暮らしやすいまちづくりをめざす。

(新)

川崎駅・臨海部周辺エリアは、交通結節機能の改善など、臨海部の公共交通機能の強化を図るとともに、臨海部の機能転換も踏まえつつ、土地利用転換の適切な誘導や防災面を含めた住環境の改善などまちの活力と魅力が持続するまちづくりをめざす。

川崎・小杉駅周辺エリアは、沿線の土地利用転換を戦略的・機動的に誘導し、優れた産業機能と生活環境の調和を図りながら駅を中心とする魅力あるまちづくりをめざす。

中部エリアは、駅周辺における多様なライフスタイルに対応できる都市機能の集積や交通結節機能の強化などを図るとともに、計画的に整備された良好な市街地や地域コミュニティを活かした協働の取組による鉄道沿線のまちづくりをめざす。また、災害対策を適切に進めながら、多摩川や等々力緑地などを活かした広域的な交流の場の形成をめざす。

北部エリアは、計画的に整備された住宅団地、多摩川・緑地など恵まれた自然環境や大学、文化的施設などの地域資源と鉄道駅のポテンシャルというさまざまな地域特性を活かした個性あるまちづくりをめざす。

(旧)

川崎駅・臨海部周辺エリアは、交通結節機能の改善など、臨海部の公共交通機能の強化を図るとともに、防災面を含めた住環境の改善などまちの活力と魅力が持続するまちづくりをめざす。

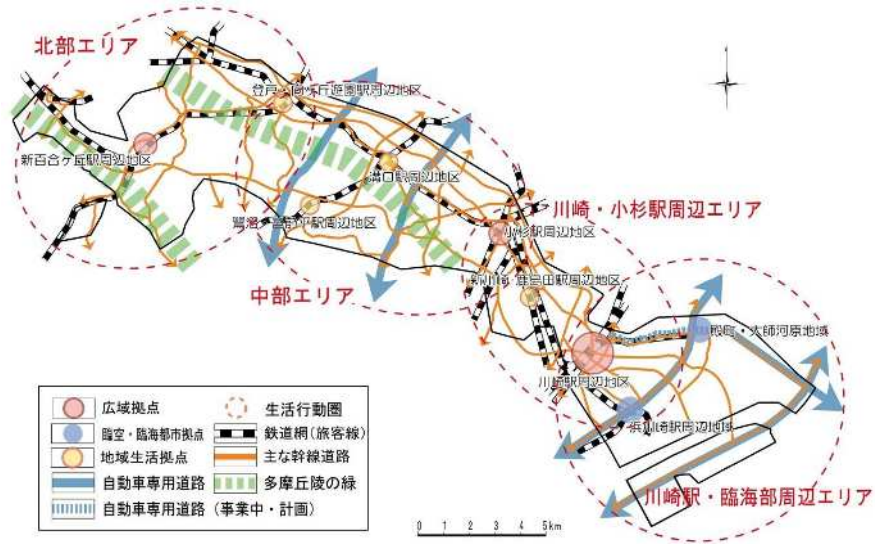
川崎・小杉駅周辺エリアは、沿線の土地利用転換を戦略的・機動的に誘導し、優れた産業機能と生活環境の調和を図りながら駅を中心とする魅力あるまちづくりをめざす。

中部エリアは、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能の集積や交通結節機能の強化などを図るとともに、計画的に整備された良好な市街地や地域コミュニティを活かした協働の取組による鉄道沿線のまちづくりをめざす。

北部エリアは、計画的に整備された住宅団地、多摩川・緑地など恵まれた自然環境や大学、文化的施設などの地域資源と鉄道駅のポテンシャルというさまざまな地域特性を活かした個性あるまちづくりをめざす。

(新)

【都市構造及び地域毎の市街地像のイメージ図】

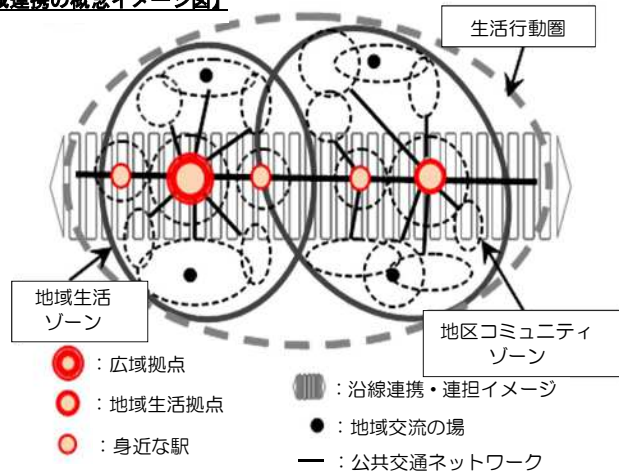


(旧)

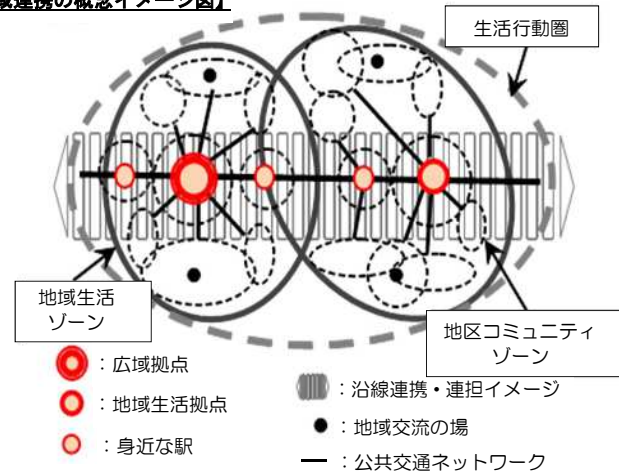
【都市構造及び地域毎の市街地像のイメージ図】



【身近な地域連携の概念イメージ図】



【身近な地域連携の概念イメージ図】



(新)

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

① 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき人口の推計及び産業の規模

ア 人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	令和2（2020）年	令和17（2035）年
都市計画区域内人口	1,538 千人	おおむね 1,605 千人
市街化区域内人口	1,533 千人	おおむね 1,600 千人

令和17（2035）年の都市計画区域内人口については、本市の「川崎市総合計画 第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和4（2022）年2月公表）における本市人口の令和17（2035）年の推計を踏まえ、令和2（2020）年国勢調査データ及び令和2（2020）年都市計画基礎調査（速報版）を基本に推計を行った。

なお、市街化区域内人口は保留された人口を含むものとする。

イ 産業の規模

本区域の将来における産業の推計を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	令和2（2020）年	令和17（2035）年
工業出荷額	33,999 億円	おおむね 35,323 億円

「工業出荷額」は令和3（2021）年経済センサスにおける「製造品出荷額等」の数値である。
なお、令和元（2019）年の工業出荷額（令和2（2020）年工業統計調査における「製造品出荷額等」の数値）は40,828 億円である。

令和17（2035）年の工業出荷額については、本市の平成2（1990）年から令和元（2019）年までの工業統計調査等における製造品出荷額の実績を基に推計した（令和2（2020）年の工業出荷額については、コロナ禍等による影響と考えられる著しい減少値を示しているため、推計の算出対象から除外している）。

(旧)

3 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

本区域は、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号イの規定に基づき、区域区分を定めるものとする。

(2) 区域区分の方針

① 市街化区域及び市街化調整区域に配置されるべき人口の推計及び産業の規模

ア 人口の推計

本区域の将来における人口の推計を次のとおり想定する。

区 分 \ 年 次	平成22 年	平成37 年
都市計画区域人口	1,426 千人	おおむね 1,516 千人
市街化区域内人口	1,420 千人	おおむね 1,511 千人

平成37 年の都市計画区域内人口については、本市の「新たな総合計画の策定に向けた将来人口推計について」（平成26 年8 月公表）における本市人口の平成37 年の推計を踏まえ、平成22 年国勢調査データを基本に推計を行った。

イ 産業の規模

本区域の産業の規模は以下のとおりである。

区 分 \ 年 次		平成22 年
生産規模	工業出荷額	40,793 億円
	卸小売販売額	36,407 億円
就業構造	第1 次産業	2.4 千人 (0.4%)
	第2 次産業	126.7 千人 (21.2%)
	第3 次産業	469.8 千人 (78.4%)

本市の平成23 年から平成25 年までの工業統計調査における製造品出荷額の実績を基本に推計を行った平成37 年の工業出荷額については、おおむね42,968 億円である。

「工業出荷額」は平成22 年工業統計調査における「製造品出荷額等」の数値である。

「卸小売販売額」は平成19 年商業統計調査における「年間商品販売額」の数値である。

※平成19 年 卸売業の年間商品販売額 24,748 億円

小売業の年間商品販売額 11,659 億円

「就業構造」は平成22 年国勢調査における産業（3 部門）別就業者数の数値である。

(新)

② 市街化区域の規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、令和 2 (2020) 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し令和 17 (2035) 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	令和 17 (2035) 年
市街化区域面積	おおむね 12,728 ha

市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まないものとする。

4 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ア 魅力と活力にあふれる「広域拠点」の形成をめざす
- イ 個性を活かした地域生活拠点等の形成と身近な地域が連携したまちづくりをめざす
- ウ 産業の高度化・カーボンニュートラル化や大規模土地利用転換に伴う戦略的な機能集積と基盤整備により、臨海部の更なる活性化をめざす
- エ ものづくり産業や研究開発機関の集積を促進するとともに、住工が調和した適切な土地利用を誘導する
- オ 安全・安心で誰もが暮らしやすい住環境を育む
- カ コンパクトで効率的なまちをめざす
- キ 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図り、適切な市街化を誘導する
- ク 市街化調整区域の良好な自然環境の保全と優良な農地の保全を図る

① 主要用途の配置の方針

ア 商業・業務地

(ア) 広域拠点（川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区）

川崎駅周辺地区は、本区域の中心的な広域拠点として、中枢業務機能や広域的な商業・宿泊機能、文化・交流、行政等の高次な都市機能の集積を図る。

小杉駅周辺地区は、本区域中部の広域拠点として、商業・業務、文化・交流、医療・福祉、研究開発等の諸機能の集積を図る。

新百合ヶ丘駅周辺地区は、本区域北部の広域拠点として、さらに芸術・文化のまちとして、商業・業務・文化等の諸機能の集積を図る。

- (イ) 地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅周辺地区、溝口駅周辺地区、鷺沼・宮前平駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）
利便性の高い都市機能がコンパクトに集約した市民生活を支える拠点として、商業・業務等の諸機能の集積を図る。
- (ウ) 都市拠点以外の身近な駅周辺等
通勤・通学や買物などの日常生活において、身近な空間である鉄道駅やその周辺地区、住宅

(旧)

② 市街化区域の規模及び現在市街化している区域との関係

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向を勘案し、平成 22 年時点で市街化している区域及び当該区域に隣接し平成 37 年までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を市街化区域とすることとし、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

年 次	平成 37 年
市街化区域面積	おおむね 12,728 ha

4 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

- ア 魅力と活力にあふれる「広域拠点」の形成をめざす
- イ 個性を活かした地域生活拠点等の形成と身近な地域が連携したまちづくりをめざす
- ウ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備による活性化をめざす
- エ ものづくり産業や研究開発機関の集積を促進するとともに、住工が調和した適切な土地利用を誘導する
- オ 安全・安心で誰もが暮らしやすい住環境を育む
- カ 自然との調和をめざし、市街化区域の優良な農地や緑地の保全・活用を図り、適切な市街化を誘導する
- キ 市街化調整区域の良好な自然環境の保全と優良な農地の保全を図る

① 主要用途の配置の方針

ア 商業・業務地

(ア) 広域拠点（川崎駅周辺地区、小杉駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区）

川崎駅周辺地区は、本区域の中心的な広域拠点として、中枢業務機能や広域的な商業機能、文化・交流、行政等の高次な都市機能の集積を図る。

小杉駅周辺地区は、本区域中部の広域拠点として、商業・業務、文化・交流、研究開発、医療・福祉等の諸機能の集積を図る。

新百合ヶ丘駅周辺地区は、本区域北部の広域拠点として、さらに芸術のまちとして、商業・業務・文化等の諸機能の集積を図る。

- (イ) 地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅周辺地区、溝口駅周辺地区、鷺沼・宮前平駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘駅周辺地区）
利便性の高い都市機能がコンパクトに集約した市民生活を支える拠点として、商業・業務等の諸機能の集積を図る。
- (ウ) 都市拠点以外の身近な駅周辺等
通勤・通学や買物などの日常生活において、身近な空間である鉄道駅やその周辺地区、住宅

(新)

地内の商店街等については、地域住民の暮らしを支える身近な商業や生活支援関連サービス機能等の集積をめざす。

イ 工業地

(ア) 臨海部

臨海部の持続的発展に向けた臨海部ビジョンに基づく戦略的マネジメントの推進を図る。

石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいる状況の中で、羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルを活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざす。

(イ) 内陸部

J R南武線沿線等の内陸部の工業地については、先端科学技術の発展動向を踏まえ、既存の工業との連携を図りながら、生産機能の高度化や研究開発機能等の育成・誘導を進め、都市型工業地の形成に努める。

工業系用途地域においては、本市の基幹産業である製造業等による工業系用途での持続的な土地利用の誘導により、工業集積の維持・強化を図る。

ウ 流通業務地

(ア) 東扇島地区

川崎港の東京・横浜へのアクセスや羽田空港への近接性、臨港地区内の企業集積、港湾物流機能の集積等の優位性を踏まえ、港湾物流機能の強化に資する業種・企業の立地に向けた土地利用を図り、高機能物流拠点の形成を図る。

(イ) 扇島地区

大水深バースや地理的優位性などの特性を活かし、GX・DXによる効率化・高付加価値化を実現する高度物流拠点や港湾物流拠点の形成を図る。

(ウ) 卸売市場

少子高齢化や人口減少、取引ルールや運営に関する規制緩和、加工食材や食の安全・安心への要請の高まりなど、市場を取り巻く環境が変化する中でも、生鮮食料品の安定的な供給や災害時のライフラインとしての機能を継続するため、持続可能な卸売市場の構築や施設の機能強化に向けた取組を推進し、食品流通拠点の形成を図る。

エ 住宅地

J R東海道本線以東及び鉄道沿線の住宅地については、商業・業務等の諸機能と住居の適正な近接や良好な都市環境の形成、快適な居住性に配慮しつつ、都市型住宅地としての形成を図る。

丘陵部の住宅地については、緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 商業・業務地

広域拠点及び地域生活拠点においては、都市機能の集積を図る拠点地域として、商業・業務・文化施設等が調和した、高密度の複合的な土地利用を誘導する。

(旧)

地内の商店街等については、地域住民の暮らしを支える身近な商業や生活支援関連サービス機能等の集積をめざす。

イ 工業地

(ア) 臨海部

臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいる状況の中で、羽田空港との近接性、川崎港を通じた海外とのつながりなどの優れたポテンシャルを活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざす。

(イ) 内陸部

J R南武線沿線等の内陸部の工業地については、先端科学技術の発展動向を踏まえ、既存の工業との連携を図りながら、生産機能の高度化や研究開発機能等の育成・誘導を進め、都市型工業地の形成に努める。

ウ 流通業務地

東扇島地区は、川崎港の東京・横浜へのアクセスや羽田空港への近接性、臨港地区内の企業集積、港湾物流機能の集積等の優位性を踏まえ、港湾物流の動向にあわせた業種・企業の立地に向けた土地活用を図り、高機能物流拠点を配置するとともに、既存の物流施設のリニューアルへの対応等を図る。

また、生鮮食料品の消費者への安定供給を図るため、地方卸売市場南部市場の充実に努めるとともに、中央卸売市場北部市場を拠点として周辺の環境との調和を図りつつ、流通業務地としての形成に努める。

エ 住宅地

J R東海道本線以東及び鉄道沿線の住宅地については、商業・業務等の諸機能と住居の適正な近接や良好な都市環境の形成、快適な居住性に配慮しつつ、都市型住宅地としての形成を図る。

丘陵部の住宅地については、緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図る。

② 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

ア 商業・業務地

広域拠点及び地域生活拠点においては、都市機能の集積を図る拠点地域として、商業・業務・文化施設等が調和した、高密度の複合的な土地利用を誘導する。

(新)

都市拠点以外の身近な駅周辺等においては、地域住民の暮らしを支える機能の強化を図るために、地域コミュニティの核としての身近な商業、サービスその他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用を誘導する。

イ 工業地

高・中密度の土地利用を基本とする。

ウ 流通業務地

高・中密度の土地利用を基本とする。

エ 住宅地

J R東海道本線以東及び鉄道沿線に展開する住宅地については、中高層住宅を中心に土地の中密度利用及び高密度利用を図る。

また、丘陵部の野川、梶ヶ谷、有馬、鷺沼、宮崎、五所塚、菅生、西生田、栗谷、生田、西菅、細山、金程、千代ヶ丘、高石、王禅寺、上麻生、片平、白鳥、栗木、黒川、岡上及び五力田等の地区並びにその周辺地区は、低層住宅を中心とした良好な環境を有する住宅地として、土地の低密度利用を図る。

その他の住宅地については、中密度利用を図る。

③ 市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

広域拠点及び地域生活拠点においては、商業・業務・福祉・医療・文化、都市型住宅等の機能を充実し、活力あふれる広域的な拠点及び地域の特性を活かした魅力ある拠点として育成するため、土地の合理的な高度利用を図り、地域特性を踏まえた計画的な整備を進める。その周辺部については、都市型住宅の立地を促進し、居住環境の改善とともに計画的な土地の高度利用を図る。

また、広域拠点、地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、地域特性に応じた交通や生活の利便性の充実、良質な都市型住宅等の立地を促進し、居住環境の向上とともに計画的な土地の高度利用を図る。

イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住工混在地区においては、地域毎の特性に配慮し、地域産業育成と環境整備の観点からまちづくりを誘導し、市街地環境の改善に努める。

工場等の跡地においては、地域特性に応じた土地利用を行うため、計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努める。

住宅地においては、高齢化の進展等を見据え、生活利便施設等の立地誘導による居住者の利便性向上に資する取組の推進を図る。

主要幹線道路の沿道地区では、沿道建築物の不燃化を推進するとともに、居住環境にも配慮しながら、建築物の複合化や環境整備を行い、沿道としての街並み形成を誘導する。

再開発等促進区を定める地区計画を定め、土地利用転換がおおむね図られた地区は、市街地環境の保全に配慮しながら、その土地利用にふさわしい用途への転換を図る。

臨海部においては、これまで川崎臨海部を支えてきた基幹産業の一大転換期を捉え、南渡田

(旧)

都市拠点以外の身近な駅周辺等においては、地域住民の暮らしを支える機能の強化を図るために、地域コミュニティの核としての身近な商業、サービスその他の業務の利便を増進する中密度の複合的な土地利用を誘導する。

イ 工業地

高・中密度の土地利用を基本とする。

ウ 流通業務地

高・中密度の土地利用を基本とする。

エ 住宅地

J R東海道本線以東及び鉄道沿線に展開する住宅地については、中高層住宅を中心に土地の中密度利用及び高密度利用を図る。

また、丘陵部の野川、梶ヶ谷、有馬、鷺沼、宮崎、五所塚、菅生、西生田、栗谷、生田、西菅、細山、金程、千代ヶ丘、高石、王禅寺、上麻生、片平、白鳥、栗木、黒川、岡上及び五力田等の地区並びにその周辺地区は、低層住宅を中心とした良好な環境を有する住宅地として、土地の低密度利用を図る。

その他の住宅地については、中密度利用を図る。

③ 市街地の土地利用の方針

ア 土地の高度利用に関する方針

広域拠点及び地域生活拠点においては、商業・業務・福祉・医療・文化、都市型住宅等の機能を充実し、活力あふれる広域的な拠点及び地域の特性を活かした魅力ある拠点として育成するため、土地の合理的な高度利用を図り、地域特性を踏まえた計画的な整備を進める。その周辺部については、都市型住宅の立地を促進し、居住環境の改善とともに計画的な土地の高度利用を図る。

また、広域拠点、地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、地域特性に応じた交通や生活の利便性の充実、良質な都市型住宅等の立地を促進し、居住環境の向上とともに計画的な土地の高度利用を図る。

イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

住工混在地区においては、地域毎の特性に配慮し、地域産業育成と環境整備の観点からまちづくりを誘導し、市街地環境の改善に努める。

工場等の跡地においては、地域特性に応じた土地利用を行うため、計画的な用途転換を図り、無秩序な土地利用転換による都市環境の悪化の防止に努める。

主要幹線道路の沿道地区では、沿道建築物の不燃化を推進するとともに、居住環境にも配慮しながら、建築物の複合化や環境整備を行い、沿道としての街並み形成を誘導する。

再開発等促進区を定める地区計画を定め、土地利用転換がおおむね図られた地区は、市街地環境の保全に配慮しながら、その土地利用にふさわしい用途への転換を図る。

(新)

地区における新産業拠点の形成や扇島地区における新しい価値や革新的技術の創造につながる土地利用誘導など、川崎臨海部の持続的発展に向けた取組を推進する。

ウ 都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域における整備の方針

都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、都市再生の拠点として、緊急かつ重点的な市街地の整備の推進を図る。

浜川崎駅周辺地域において、工場跡地等の土地利用転換による研究開発機能や生産機能等の集積により、社会課題の解決や国際競争力の強化を実現する新産業拠点の形成を図る。

また、特定都市再生緊急整備地域である殿町3丁目地域において、多摩川に面したうろおいと緑豊かな良好な都市環境を形成しつつ、公民連携によるインフラ整備と適切な土地利用の誘導により、ライフサイエンス・環境分野の研究開発等の中核機能、国内外の人材、もの、情報の交流拠点となる都市機能の集積を進め、国際競争力の強化を先導する世界的なイノベーション創出拠点の形成を図る。

エ 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽木造住宅等が密集した地区では、中高層耐火住宅の建設を誘導し、オープンスペースの確保に努めるなど、住宅水準の向上や居住環境の改善、防災性の強化等の整備を促進するため誘導、指導、支援等の施策を推進する。

民間住宅においては、建設に対し適切な誘導と規制又は指導を行い、良質な住宅地の形成と居住水準の向上を図るとともに、公的賃貸住宅においては、老朽化した既存住宅の建て替え等、居住水準の向上や居住環境の整備を図る。

また、都市拠点等において、市街地の再開発等の誘導及び促進に積極的に取り組み、都市型住宅の供給と併せて居住環境の向上を図り、商業・業務・福祉・医療・文化等と住宅が連携した一体的なまちづくりを推進する。

一方、良好な居住環境が形成されている市街地や土地区画整理事業等の大規模な開発事業によって形成された住宅市街地では、地区計画や建築協定の活用等により、現在の良好な居住環境の維持保全を図る。

オ 少子高齢社会に対応したまちづくりの形成に関する方針

少子高齢化の進行による社会的要請や今後の人口減少を見据えた地域課題に効果的に対応するとともに、地球環境に配慮した都市の形成を推進するため、コンパクトで効率的なまちをめざす。また、公共施設や生活利便施設の適正な配置を図る。

交通利便性の高い駅周辺地区等においては、公共公益施設の建替えや大規模な土地利用転換の契機を捉え、公共公益施設の集約や多様なニーズに対応した都市機能の誘導を図るとともに、路線バスなどの公共交通による駅へのアクセス向上に向けた取組を推進する。また、まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組として、ウォークアブルなまちづくりの推進を図る。

郊外部においては、地域交流の場の形成や多世代が交流できる住環境の整備を推進するとともに、人口減少や高齢化が進行する地区については、住み替えや空き家の活用等により、多世代の居住を促進し、一定の人口密度を維持しながら、効率性の低下を防ぐ。また、効率的・効果的なバスネットワークの形成や地区コミュニティ交通の導入促進等に向けた取組を推進

(旧)

ウ 都市再生緊急整備地域、特定都市再生緊急整備地域における整備の方針

都市再生緊急整備地域では、地域整備方針に基づき、都市再生の拠点として、緊急かつ重点的な市街地の整備の推進を図る。

また、特定都市再生緊急整備地域である殿町3丁目地域において、多摩川に面したうろおいと緑豊かな良好な都市環境を形成しつつ、公民連携によるインフラ整備と適切な土地利用の誘導により、ライフサイエンス・環境分野の研究開発等の中核機能、国内外の人材、もの、情報の交流拠点となる都市機能の集積を進め、国際競争力の強化を先導する中核拠点の形成を図る。

エ 居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽木造住宅等が密集した地区では、中高層耐火住宅の建設を誘導し、オープンスペースの確保に努めるなど、住宅水準の向上や居住環境の改善、防災性の強化等の整備を促進するため誘導、指導、支援等の施策を推進する。

民間住宅においては、建設に対し適切な誘導と規制又は指導を行い、良質な住宅地の形成と居住水準の向上を図るとともに、公的賃貸住宅においては、老朽化した既存住宅の建て替え等、居住水準の向上や居住環境の整備を図る。

また、都市拠点等において、市街地の再開発等の誘導及び促進に積極的に取り組み、都市型住宅の供給とあわせて居住環境の向上を図り、商業・業務・福祉・医療・文化等と住宅が連携した一体的なまちづくりを推進する。

一方、良好な居住環境が形成されている市街地や土地区画整理事業等の大規模な開発事業によって形成された住宅市街地では、地区計画や建築協定の活用等により、現在の良好な居住環境の維持保全を図る。

オ 少子高齢社会に対応した住宅地の形成に関する方針

既存住宅等の活用により多様なニーズやライフスタイルに対応する住まいの確保や地域交流の場を形成するなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた居住環境の整備等を促進する。

高齢者や子育て世帯等が安心して居住でき、様々な世帯の利用に配慮する良質な住宅の供給と居住環境の質の向上とともにニーズに応じた子育て支援施設等の整備を図る。

また、人口減少や高齢化が進行する地区については、空き家などの活用や住み替え等を促進し、子育て世帯への居住や新たな住まい方の誘導を図る。

(新)

する。

また、将来的な人口減少に備えた適切な居住誘導及び都市機能の誘導による持続可能な都市づくりを推進する。

さらに、ICTやAIの活用等による、住民の暮らしやすさ、生活の質の向上に資するウェルビーイングの実現に向けたまちづくりや、ライフスタイルの変化、働き方改革などの社会変容を踏まえ、働く、活動する、遊ぶ、交流するための都市機能の整備誘導や場の創出等により、居住環境の更なる魅力・価値向上に向けた取組の推進を図る。

カ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の緑地、農地等については、防災機能等の貴重なオープンスペースとして保全するとともに、市民・大学・企業等の多様な主体との連携による活用を図る。

緑地、農地等が都市的利用に転換する場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。

④ 市街化調整区域の土地利用の方針

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化調整区域の農地は、新鮮な農産物の供給機能とともに、多面的な機能を持つことから、地域の特性に応じ、農地の保全に努める。

また、休耕農地又は遊休農地については、農地の貸し借りの促進等による利用集積を図ることにより保全する。

黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の三大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、まとまりのある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全を図る。また、市民・大学・企業等の多様な主体との事業連携やグリーン・ツーリズムの推進による観光農業等の普及・啓発など、農業振興の取組と連携し、農地の保全を図る。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川流域の溢水、湛水の危険性のある地区については、災害防止の観点から市街化を抑制する。

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

岡上、黒川地区等に広がる自然地は、残された貴重な緑地空間であり、環境保全、景観やレクリエーションの場の提供など公益的な機能をもつことから、その自然環境の保全に努める。

黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の三大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、まとまりのある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全を図り、里地里山環境の保全と「農」のある風景の保全を図る。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

本区域のうち、浮島1期地区について、陸海空の結節点としての特性や恵まれた立地ポテンシャルを活用した「新たな交流拠点」として、物流・臨空関連・産業支援機能などの導入を予

(旧)

カ 市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街化区域内の緑地、農地等については、防災機能等の貴重なオープンスペースとして保全するとともに、市民・大学・企業等の多様な主体との連携による活用を図る。

緑地、農地等が都市的利用に転換する場合には、周辺土地利用との調和が図られるよう誘導する。

④ 市街化調整区域の土地利用の方針

ア 優良な農地との健全な調和に関する方針

市街化調整区域の農地は、新鮮な農産物の供給機能とともに、多面的な機能を持つことから、地域の特性に応じ、農地の保全に努める。

また、休耕農地又は遊休農地については、農地の貸し借りの促進等による利用集積を図ることにより保全する。

黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の三大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、まとまりのある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全を図る。また、市民・大学・企業等の多様な主体との事業連携やグリーン・ツーリズムの推進による観光農業等の普及・啓発など、農業振興の取組と連携し、農地の保全を図る。

イ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

河川流域の溢水、湛水の危険性のある地区については、災害防止の観点から市街化を抑制する。

ウ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

岡上、黒川地区等に広がる自然地は、残された貴重な緑地空間であり、環境保全、景観やレクリエーションの場の提供など公益的な機能をもつことから、その自然環境の保全に努める。

黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の三大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、まとまりのある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全を図り、里地里山環境の保全と「農」のある風景の保全を図る。

エ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

本区域のうち、浮島1期地区について、陸海空の結節点としての特性や恵まれた立地ポテンシャルを活用した「新たな交流拠点」として、物流・臨空関連・産業支援機能などの導入を予

(新)

定しており、詳細な土地利用計画が定まり、全体的な土地利用の方向性が明らかになった段階で、港湾計画と整合を図り、市街化区域へ編入するものとする。

その他の公有水面埋立法による埋立地においては、土地利用計画の進捗を踏まえ、市街化区域への編入を検討する。なお、東扇島堀込部については、土地利用の方向性が明らかになった段階で、港湾計画と整合を図り、市街化区域へ編入するものとする。

また、都市的土地利用と農業的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力低下や自然環境の喪失などの課題がある、又は課題が発生すると予測される地域については、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内で一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序を図るものとする。

横浜市高速鉄道 3 号線延伸に伴う新駅周辺においては、交通結節機能の強化や賑わいの創出に資する都市機能の集積など地域特性に応じた適切な土地利用の誘導及び交通環境の改善等を図る。

なお、横浜市高速鉄道 3 号線延伸に伴う新駅周辺については住宅地として、人口フレームの範囲内で計画的市街地整備の検討を進め、その事業の実施の見通しが明らかになった段階で、農林漁業との必要な調整を行ったうえ、市街化区域へ編入するものとする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざすため、次の方針のもとに総合的な交通体系の整備を進める。

(ア) 首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、魅力や活力の向上に寄与する広域調和・地域連携型の都市構造の骨格となる交通ネットワークの形成を図る

(イ) 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の形成をめざす

(ウ) 災害に強い交通環境の整備をめざす

(エ) 地域の特性やニーズに応じた取組を推進し、持続可能な地域交通ネットワークの形成をめざす

(オ) 公共交通の利用促進に向けた交通体系の構築を図り、脱炭素社会の実現に向けた環境に配慮した持続可能な交通環境の形成をめざす

(カ) 都市計画道路の見直し

都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証などの見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

(旧)

定しており、詳細な土地利用計画が定まり、全体的な土地利用の方向性が明らかになった段階で、港湾計画と整合を図り、市街化区域へ編入するものとする。

その他の公有水面埋立法による埋立地においては、土地利用計画の進捗を踏まえ、市街化区域への編入を検討する。

また、都市的土地利用と農業的土地利用の混在、幹線道路沿道における無秩序な施設立地、農村集落の活力低下や自然環境の喪失などの課題がある、又は課題が発生すると予測される地域については、地区計画の活用により、農地や緑地等の自然的環境の保全と市街化調整区域の性格の範囲内で一定の都市的土地利用を一体的に図っていくなど、地域の実情に応じた、きめ細かな土地利用の整序を図るものとする。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(2-1) 交通施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

広域調和・地域連携のまちを支える交通ネットワークの形成をめざすため、次の方針のもとに総合的な交通体系の整備を進める。

(ア) 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備

・国際競争力などの首都圏機能の強化や活力のある本市拠点形成を支える。

・拠点等を鉄道、道路等で結ぶ。

・広域的な都市間の移動を活発にする。

(イ) 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備

・誰もが利用できる公共交通をより利用しやすくする。

・移動をより安全、安心、快適にする。

・高齢者をはじめとした移動に制約のある人々の移動をよりしやすくする。

・地域の移動を円滑にし、交流を活発にする。

(ウ) 災害に強い交通環境の整備

・交通基盤を大規模災害にも耐えられるようにする。

・被災の影響を低減するとともに、被災後の速やかな復旧を支える交通ネットワークを整備する。

(エ) 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備

・地域のまちづくりを支える地域交通に関する課題にきめ細かく対応する。

(新)

(旧)

(オ) 地球にやさしい交通環境の整備

・交通の低炭素化を促進する。

・公共交通の利用を促進し、自家用車からの転換を促進する。

(カ) 都市計画道路の見直し

都市計画道路等については、その必要性や配置、構造の検証などの見直しを行い、地域の実情や社会経済状況の変化を踏まえ、良好な交通ネットワークの形成に資するように配置する。

イ 整備水準の目標

交通体系については、長期的視点に立って整備を図る。

道路については、今後、基本方針に基づき整備の促進を図るものとし、将来的には、3.5km／k m程度になることを目標に整備を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域がめざす広域調和・地域連携型の都市構造を支え、まちづくりと一体となった交通網の形成に向け、首都圏や他都市との広域的な道路機能の強化や利便性の向上、市内各地域の連携強化など機能的な道路網の形成をめざす。

広域的な幹線道路網の形成のため、1・4・2 高速川崎縦貫線、3・3・14 国道 357 号線を配置し、川崎縦貫道路Ⅱ期計画についても早期の具体化に向けた取組みを進める。

また、本区域の幹線道路網の形成のため、3・2・6 国道 1 号線、3・3・1 国道 409 号線、3・3・6 東京丸子横浜線、3・3・10 宮内新横浜線、3・4・3 鹿島田菅線、3・4・4 世田谷町田線、3・4・9 尻手黒川線、3・4・11 横浜生田線、3・4・18 菅早野線、3・5・4 丸子中山茅ヶ崎線などを配置する。

さらに、羽田空港周辺と殿町地区を結び連携を強化する3・4・29 殿町羽田空港線及び臨海部再編整備にあわせた道路を配置する。

駅前広場については、鹿島田駅、新川崎駅、溝口駅、登戸駅、川崎大師駅、武蔵小杉駅、向ヶ丘遊園駅、柿生駅、川崎駅、鷺沼駅などに配置する。

イ 都市高速鉄道等

本区域の交通体系、土地利用計画等を考慮しつつ、本区域の一体的な発展と広域鉄道ネットワークの充実や混雑緩和の促進に向けて、既存ストックを最大限に活かし、公共交通の機能強化を図るため、J R 南武線の長編成化の促進、東急田園都市線溝の口駅から鷺沼駅間、小田急小田原線登戸駅から新百合ヶ丘駅間の複々線化の促進、横浜都市高速鉄道を市営地下鉄 3 号線の新百合ヶ丘駅への延伸、臨海部における公共交通機能の強化を図る J R 東海道貨物支線貨客併用化及び川崎アプローチ線の検討などを行う。

交通事故の防止、交通の円滑化等を目的とした連続立体交差化については、京浜急行大師線及び J R 南武線について進める。

イ 整備水準の目標

交通体系については、長期的視点に立って整備を図る。

道路については、令和 11（2029）年度時点で、都市計画道路進捗率 71％を目標として整備を進めるなど、交通体系の整備の方針と整合を図りながら、効率的に整備を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域がめざす広域調和・地域連携型の都市構造を支え、まちづくりと一体となった交通網の形成に向け、首都圏や他都市との広域的な道路機能の強化や利便性の向上、市内各地域の連携強化など機能的な道路網の形成をめざす。

広域的なネットワーク形成のため、1・4・2 高速川崎縦貫線、3・3・14 国道 357 号線を配置し、川崎縦貫道路Ⅱ期計画については、社会環境の変化などを踏まえ検討を進める。

また、本区域の幹線道路網の形成のため、3・2・6 国道 1 号線、3・3・1 国道 409 号線、3・3・6 東京丸子横浜線、3・3・10 宮内新横浜線、3・4・3 鹿島田菅線、3・4・4 世田谷町田線、3・4・9 尻手黒川線、3・4・11 横浜生田線、3・4・18 菅早野線、3・5・4 丸子中山茅ヶ崎線などを配置する。

さらに、臨海部再編整備に併せた道路を配置する。

駅前広場については、鹿島田駅、新川崎駅、溝口駅、登戸駅、川崎大師駅、武蔵小杉駅、向ヶ丘遊園駅、柿生駅、川崎駅、鷺沼駅などに配置する。

イ 都市高速鉄道等

本区域の交通体系、土地利用計画等を考慮しつつ、本区域の一体的な発展と広域鉄道ネットワークの充実や混雑緩和の促進に向けて、既存ストックを最大限に活かし、公共交通の機能強化を図るため、横浜市高速鉄道 3 号線の新百合ヶ丘駅への延伸、臨海部における公共交通機能の強化を図る J R 東海道貨物支線貨客併用化及び川崎アプローチ線の検討などを行う。

渋滞緩和、踏切事故の解消等を目的とした連続立体交差化については、京浜急行大師線及び J R 南武線について進める。

(新)

ウ 通路

J R 川崎駅へのアクセスの向上と中央通路の混雑緩和、駅周辺の利便性・回遊性等の向上を図るため、川崎駅北口自由通路線を配置する。

エ 駐車場

違反駐車を排除し、安全かつ円滑な道路環境を形成するため、公的及び民間駐車場を配置する。

大規模建築物等においては、駐車需要の発生原因者により、建築物の用途や規模から発生が見込まれる駐車需要に応じて、駐車台数の確保及び整備基準に基づいた駐車施設を配置し、都市機能の維持・増進を図る。

市内の拠点地区については、市街地再開発事業や大規模再開発計画に併せて民間活力を活用し、都市機能の維持・増進を図るよう駐車施設を配置する。

自転車駐車場については、自転車の通行環境や地域状況を踏まえて、川崎駅周辺地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区、小杉駅周辺地区、溝口駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区の各拠点のほか、鉄道駅周辺に適切に配置する。

オ 交通広場

鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業の決定と併せて、鷺沼駅前の交通結節機能の強化、交通流の円滑化及び駅利用者の安全性や利便性を確保するため、鷺沼駅前交通広場を配置する。

カ 港湾

港湾機能については、国際戦略港湾京浜港の一員としての役割を果たし、産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献する川崎港を実現するため、今後の貨物需要等を踏まえたコンテナ岸壁や埠頭用地、基幹的防災拠点と一体となった耐震強化岸壁等を配置する。

また、川崎港と市街地との連携強化を図るとともに、港内の円滑な交通を確保するため、臨港道路東扇島水江町線等の臨港道路を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	1・2・1 高速湾岸線
	1・4・2 高速川崎縦貫線
幹線道路	3・2・3 富士見鶴見駅線
	3・2・4 川崎駅扇町線
	3・3・1 国道 409 号線
	3・3・6 東京丸子横浜線
	3・3・7 溝ノ口線
	3・3・9 川崎町田線
	3・3・10 宮内新横浜線
	3・3・14 国道 357 号線

(旧)

ウ 通路

J R 川崎駅へのアクセスの向上と東西自由通路の混雑緩和、駅東西の利便性・回遊性等の向上を図るため、川崎駅北口自由通路線を配置する。

エ 駐車場

違反駐車を排除し、安全かつ円滑な道路環境を形成するため、公的及び民間駐車場を配置する。

大規模建築物等においては、駐車需要の発生原因者により、建築物の用途や規模から発生が見込まれる駐車需要に応じて、駐車台数の確保及び整備基準に基づいた駐車施設を配置し、都市機能の維持・増進を図る。

市内の拠点地区については、市街地再開発事業や大規模再開発計画にあわせて民間活力を活用し、都市機能の維持・増進を図るよう駐車施設を配置する。

自転車駐車場については、自転車の通行環境や地域状況を踏まえて、川崎駅周辺地区、新川崎・鹿島田駅周辺地区、小杉駅周辺地区、溝口駅周辺地区及び登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区に配置するほか、鉄道駅周辺に適切に配置する。

カ 港湾

港湾機能については、国際戦略港湾京浜港の一員としての役割を果たし、産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献する川崎港を実現するため、増大するアジアのコンテナ貨物や自動車関連貨物に対応し、耐震強化したコンテナ岸壁、コンテナターミナル、埋立による埠頭用地や港湾関連用地等を配置する。

また、川崎港と市街地との連携強化を図るとともに、港内の円滑な交通を確保するため、臨港道路東扇島水江町線等の臨港道路を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

交通施設の種類	交通施設の名称
自動車専用道路	1・4・2 高速川崎縦貫線
	3・2・3 富士見鶴見駅線
幹線道路	3・2・4 川崎駅扇町線
	3・3・1 国道 409 号線
	3・3・6 東京丸子横浜線
	3・3・7 溝ノ口線
	3・3・9 川崎町田線
	3・3・10 宮内新横浜線
	3・3・14 国道 357 号線

(新)

	3・3・15 浮島町線 3・3・16 大師駅前線 3・4・3 鹿島田菅線 3・4・4 世田谷町田線 3・4・5 町田調布線 3・4・9 尻手黒川線 3・4・11 横浜生田線 3・4・13 久末鷺沼線 3・4・16 登戸1号線 3・4・17 登戸2号線 3・4・18 菅早野線 3・4・20 柿生町田線 3・5・2 矢向鹿島田線 3・5・3 大田神奈川線 3・5・4 丸子中山茅ヶ崎線 3・5・8 登戸野川線 3・5・10 塚越南加瀬線 3・5・11 荏宿小田中線 3・5・14 野川柿生線 3・5・17 登戸3号線 3・6・3 登戸駅線 臨港道路東扇島水江町線
都市高速鉄道等	J R 南武線（矢向駅～武蔵小杉駅間）※ 京浜急行大師線 （川崎大師駅（鈴木町すり付け）～小島新田駅間）※ ※ 連続立体交差事業 <u>横浜市高速鉄道3号線（あざみ野～新百合ヶ丘間）</u>
駅前広場	川崎大師駅前広場 鹿島田駅前広場 <u>武蔵小杉駅北口駅前広場</u> <u>鷺沼駅南口駅前広場</u> 登戸駅南口駅前広場 向ヶ丘遊園駅北口駅前広場 柿生駅南口駅前広場
<u>交通広場</u>	<u>鷺沼駅前交通広場</u>

おおむね10年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(旧)

	3・3・15 浮島町線 3・3・16 大師駅前線 3・4・3 鹿島田菅線 3・4・4 世田谷町田線 3・4・5 町田調布線 3・4・9 尻手黒川線 3・4・11 横浜生田線 3・4・13 久末鷺沼線 3・4・16 登戸1号線 3・4・17 登戸2号線 3・4・18 菅早野線 3・4・20 柿生町田線 <u>3・4・29 殿町羽田空港線</u> 3・5・2 矢向鹿島田線 3・5・3 大田神奈川線 3・5・4 丸子中山茅ヶ崎線 3・5・8 登戸野川線 3・5・10 塚越南加瀬線 3・5・11 荏宿小田中線 3・5・14 野川柿生線 3・5・17 登戸3号線 3・6・3 登戸駅線 臨港道路東扇島水江町線
都市高速鉄道等	J R 南武線（矢向駅～武蔵小杉駅間）※ 京浜急行大師線（川崎大師駅～小島新田駅間）※ ※ 連続立体交差事業
<u>通路</u>	<u>川崎駅北口自由通路線</u>
駅前広場	川崎大師駅前広場 鹿島田駅前広場 <u>溝口駅南口駅前広場</u> 登戸駅南口駅前広場 向ヶ丘遊園駅北口駅前広場 柿生駅南口駅前広場

おおむね10年以内に都市計画を定める施設、着手予定、整備中及び供用する施設を含む。

(新)

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、未普及地域の解消に向けた取組、公共用水域の水質保全に向けた高度処理施設の導入を進める。また、放流先河川の整備状況と整合を図りつつ、浸水被害を軽減するための整備を進める。さらに、下水道施設の老朽化対策・地震対策も進める。

河川については、激甚化・頻発化する水害に適応した整備やハード対策とソフト対策とが一体となった取組により、被害の最小化や治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい多自然川づくりを推進する。併せて、総合的な治水・浸水対策として流域の保水・遊水機能の確保を図る。

さらに特定都市河川流域については、河川、下水道及び流域の自治体が一体となって浸水被害対策を講じる。

イ 整備水準の目標

(ア) 下水道

整備水準を5年確率降雨（時間雨量 52mm）とし、浸水リスクの高い地区において、10年確率降雨（時間雨量 58mm）に対応する対策を進め、浸水被害の軽減を図る。

(イ) 河川

一級河川多摩川及び鶴見川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川整備や適切な維持管理を行い治水対策を進める。

一級河川矢上川については、時間雨量おおむね 60mm の降雨に対応できるよう河川整備や適切な維持管理を行う。

平瀬川水系の一級河川については、時間雨量おおむね 50 mmの降雨に対応できるよう堤防や護岸の整備や適切な維持管理を行う。また、令和元年東日本台風の被害を受けた多摩川との合流部について、多摩川本川水位を考慮した堤防整備を実施する。

その他一級河川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準を保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

なお、重要な河川においては、将来計画の時間雨量おおむね 90 mmの降雨に対応した堤防や護岸の整備に向けた検討を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

浸水リスクの高い重点化地区において、雨水貯留管施設等の整備を進める。また、水処理センター・ポンプ場及び管きよの耐震化、再整備・改築更新事業を進める。さらに、東京湾の富栄養化対策等のため、高度処理施設の導入を進める。

イ 河川

(ア) 河川整備については、河道の改修により洪水の流下能力向上を図るとともに、流域対策と

(旧)

(2-2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域における安全で快適な都市環境の実現に向けて、河川事業、下水道事業等の連携により浸水の軽減を図る。

下水道については、汚水は未普及地域の解消に向けた取組を進め、公共用水域の水質保全等を図り、雨水は放流先河川の整備状況と整合を図りつつ、整備を進める。特に、公共用水域の水質保全については、合流式下水道の改善や高度処理施設の導入を進める。さらに下水道施設の地震対策も進める。

河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりを推進する。併せて、総合的な治水・浸水対策として流域の保水・遊水機能の確保を図る。

さらに特定都市河川流域については、河川、下水道及び流域の自治体が一体となって浸水被害対策を講じる。

イ 整備水準の目標

(ア) 下水道

汚水整備については、未整備地区の解消を図り、雨水整備については、5～10 年に1回程度の降雨に対処する対策を進め、浸水の軽減を図る。

(イ) 河川

一級河川多摩川及び鶴見川については、洪水による浸水被害から地域の安全を確保するため、河川整備や適切な維持管理を行い治水対策を進める。

一級河川矢上川については、時間雨量概ね 60mm の降雨に対応できるよう河川整備や適切な維持管理を行う。

平瀬川水系の一級河川については、時間雨量概ね 50 mmの降雨に対応できるよう堤防や護岸の整備や適切な維持管理を行う。

その他一級河川については、老朽化した護岸の修繕や河床整理などを行い、良好な水準を保つとともに、現地の状況に応じて整備を行う。

なお、重要な河川においては、将来計画の時間雨量概ね 90 mmの降雨に対応した堤防や護岸の整備に向けた検討を進める。

② 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

入江崎、加瀬、等々力及び麻生処理区の幹線管きよ、雨水貯留施設、ポンプ場、水処理センター等の整備を進める。

また、東京湾の富栄養化対策と良好な水循環に対応するため、高度処理施設の整備を進めるとともに、耐用年数を超えた老朽化施設の改築更新事業を進める。

イ 河川

(ア) 河川整備については、河道の改修により洪水の流下能力向上を図るとともに、流域対策と

(新)

して防災調整池等の設置による雨水流出抑制対策を進める。

(イ) 河川整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図る。

(ウ) 一級河川多摩川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。また、一級河川鶴見川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行うとともに、流域水害対策計画に基づく浸水被害対策を推進する。

(エ) 河川整備にあたっては、流域のまちづくりと一体となった整備を積極的に推進するとともに一級河川多摩川については、高規格堤防の整備の推進を図る。また、河川のオープンスペースを活かして水に親しめる護岸整備、自然環境の保全等の河川環境整備を図る。

(オ) 河川水を災害時における消火用水や生活用水として利用する防災施設の設置を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

ア 下水道

浸水リスクの高い重点化地区では、京町・渡田地区、大島地区、観音川地区において、雨水貯留管等を整備し、三沢川地区、土橋地区において、雨水管きょ及びポンプ施設を設置する。

大師河原ポンプ場・六郷ポンプ場等において、施設・設備の更新や再構築、地震対策等を進め、等々力水処理センターにおいて高度処理施設の導入を進める。

また、管きょの地震対策を進めるとともに、管きょ再整備重点化地区において老朽化した管きょの再整備を進める。

イ 河川

一級河川多摩川及び鶴見川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

また、特定都市河川の鶴見川流域については、流域水害対策計画に基づく浸水被害対策として雨水貯留浸透施設の設置等を促進し、目標対策量の確保に努める。

その他の一級・準用河川の整備については、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川及び三沢川を整備するものとする。

さらに総合的な治水・浸水対策として、雨水貯留浸透施設の設置等を促進し、流域の保水機能の向上を図る。

河川環境整備については、渋川や二ヶ領用水等において、緑と水のネットワーク形成や生物多様性の保全などの視点から、まちづくりと一体となった整備を推進する。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るため、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち、それぞれの施設について適切な対応を図る。

(旧)

して防災調整池等の設置による雨水流出抑制対策を進める。

(イ) 河川整備にあたっては、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図る。

(ウ) 通常の河道の改修が困難な一部の地域では、放水路の建設を進める。

(エ) 一級河川多摩川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。また、一級河川鶴見川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行うとともに、流域水害対策計画に基づく浸水被害対策を推進する。

(オ) 河川整備にあたっては、流域のまちづくりと一体となった整備を積極的に推進するとともに一級河川多摩川については、高規格堤防の整備の推進を図る。また、河川のオープンスペースを活かして水に親しめる護岸整備、自然環境の保全等の河川環境整備を図る。

(カ) 河川水を災害時における消火用水や生活用水として利用する防災施設の設置を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

ア 下水道

入江崎、加瀬、等々力及び麻生各処理区の管きょの整備及び老朽化した管きょの再整備を進め、さらに地震対策を進める。入江崎処理区に雨水貯留管を整備する。

さらに、ポンプ場、水処理センターについては、施設・設備の更新や再構築、高度処理施設の導入、地震対策等を進める。

イ 河川

一級河川多摩川及び鶴見川については、河川整備計画に基づく整備や、適切な維持管理を行う。

また、特定都市河川の鶴見川流域については、流域水害対策計画に基づく浸水被害対策として雨水貯留浸透施設の設置等を促進し、目標対策量の確保に努める。

その他の一級・準用河川の整備については、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川及び三沢川を整備するものとする。特に二ヶ領本川の抜本的治水対策として、洪水時に五反田川の水を分水し多摩川に直接放流する五反田川放水路を建設し、地域の浸水被害の解消を図る。

さらに総合的な治水・浸水対策として、雨水貯留浸透施設の設置等を促進し、流域の保水機能の向上を図る。

河川環境整備については、渋川や二ヶ領用水等において、緑と水のネットワーク形成や生物多様性の保全などの視点から、まちづくりと一体となった整備を推進する。

(2-3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

① 基本方針

健康で文化的な都市生活及び機能的都市活動の向上を図るため、人口動態に対応し、かつ長期的展望に立ち、それぞれの施設について整備を図る。

(新)

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設等

資源循環型のまちづくりに向け、廃棄物処理・リサイクル施設を配置する。

イ 卸売市場

生鮮食料品等の安定供給等のため、卸売市場を配置する。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設等

老朽化した堤根処理センターの更新に伴い、カーボンニュートラルに向けて廃棄物処理施設で排出する CO2 の少量回収設備実装や利用検証の検討を進め、施設を整備する。

また、新たな浮島処理センターの整備に合わせて、カーボンニュートラル型の廃棄物処理体制や新たな資源化処理体制の構築に向けて検討・取組を進める。

イ 卸売市場

卸売市場については、地方卸売市場南部の今後のあり方の検討及びその結果を踏まえた対応、中央卸売市場北部市場の機能強化を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

ア 首都圏南部の業務核都市としての発展及び地域の自立性の向上を目指し、広域拠点、地域生活拠点及び臨空・臨海都市拠点の育成を図る。

イ 既成市街地における商業地、住宅地の再開発を促進し、都市機能の向上や良好な居住環境の形成を図る。

ウ 住工混在地区については、街区単位の用途の純化や工業地の再編成などを進めることにより、快適な市街地環境の形成を図る。

エ 鉄道駅周辺等については、地域特性を踏まえ、駅アクセスの向上や都市機能の向上を図る。

オ 既成市街地の周辺部については、自然環境との調和を配慮しつつ、計画的な市街地の整備を推進する。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

事業の種類	地区の名称
市街地再開発事業	川崎駅周辺地区
	鹿島田駅地区
	小杉駅地区
	鷺沼駅周辺地区
	<u>登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区</u>
	柿生駅周辺地区

(旧)

② 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設等

資源循環型のまちづくりに向け、廃棄物処理・リサイクル施設を配置する。

イ 卸売市場

本区域における卸売市場の整備、増強を図る。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設は、次のとおりとする。

ア ごみ処理施設等

老朽化した橘処理センターの更新に伴い、資源化処理施設の機能を備えた複合的ごみ処理施設として整備する。

また、堤根処理センターについても、更新に向けた取組を進める。

イ 卸売市場

卸売市場については、地方卸売市場南部市場の整備、中央卸売市場北部市場の機能強化を図る。

(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

ア 首都圏南部の業務核都市としての発展及び地域の自立性の向上を目指し、広域拠点、地域生活拠点及び臨空・臨海都市拠点の育成を図る。

イ 既成市街地における商業地、住宅地の再開発を促進し、都市機能の向上や良好な居住環境の形成を図る。

ウ 住工混在地区については、街区単位の用途の純化や工業地の再編成などを進めることにより、快適な市街地環境の形成を図る。

エ 鉄道駅周辺等については、地域特性を踏まえ、駅アクセスの向上や都市機能の向上を図る。

オ 既成市街地の周辺部については、自然環境との調和を配慮しつつ、計画的な市街地の整備を推進する。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

事業の種類	地区の名称
市街地再開発事業	川崎駅周辺地区
	鹿島田駅地区
	<u>武蔵小杉駅地区</u>
	鷺沼駅周辺地区
	柿生駅周辺地区

(新)

土地区画整理事業	戸手4丁目北地区 登戸地区
----------	------------------

おおむね10年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

本区域は、地形的には北西部丘陵部、内陸平野部及び臨海部の3つの地域に区分され、自然環境もこの地形に沿った形で存在している。これらの自然的環境の構造や特性に基づき、緑のランドデザインの基本理念である「多様な緑が市民をつなぐ、地球環境都市かわさきへ」を実現するため、次の基本方針により、緑の保全及び緑化の推進を図る。

《基本方針》

- (ア) 多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展
- (イ) つながりのあるみどり軸によるふろさと景観の継承と自然環境との共生
- (ウ) 多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市の形成
- (エ) 身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワーク形成の充実
- (オ) 質の高い緑ある暮らしを実現するグリーンコミュニティの形成へまちの価値を高める緑のマネジメントの実行へ

イ 緑の確保目標水準

緑の将来像を支える5つの基本方針を実現するために必要な「緑の総量」を都市計画区域の30%以上とし、樹林地、農地、公園緑地等、緑化地、その他の緑地（水辺地空間）などの緑により確保する。

② 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統の配置方針

本区域の北西部に広がる多摩丘陵、多摩川沿いの崖線、多摩川そして東京湾の一角を担う臨海部の海は、本区域の骨格を形成する貴重な自然環境資源であることから、緑のつながりを強化するために広域的な視点を踏まえつつ、みどり軸として位置づけることにより積極的にその保全・創出に努める。

また、多摩川沿いの沖積低地や丘陵部に広がる生産緑地地区は、良好な生活環境の形成上、重要なものである。したがって、北西部においては段丘面や内陸部に広がる豊かな樹林地、生産緑地地区等を適切に確保することによって、緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温暖化ガスの吸着や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保する。

一方、自然環境が少ない既成市街地においては、身近な自然とのふれあいの場の提供など良好な生活環境形成の核となるよう公園緑地を配置するとともに、河川沿い等をはじめとした市街地や臨海部の地域緑化の推進を図るほか、港湾緑地を配置する。

イ レクリエーション系統の配置の方針

(旧)

土地区画整理事業	戸手4丁目北地区 登戸地区
----------	------------------

おおむね10年以内に都市計画を定める地区、着手予定、施行中及び完成を予定する事業を含む。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 緑地・オープンスペース等の整備・保全の方針

本区域は、地形的には北西部丘陵部、内陸平野部及び臨海部の3つの地域に区分され、自然環境もこの地形に沿った形で存在している。これらの自然的環境の構造や特性に基づき、緑のランドデザインの基本理念である「多様な緑が市民をつなぐ、地球環境都市かわさきへ」を実現するため、次の基本方針により、緑の保全及び緑化の推進を図る。

《基本方針》

- (ア) 多様な主体の参画による持続可能な協働の仕組みの発展
- (イ) つながりのあるみどり軸によるふろさと景観の継承と自然環境との共生
- (ウ) 多様な機能を備えたみどり拠点による活き活きとした都市の形成
- (エ) 身近な緑の創出と育成による緑と水のネットワーク形成の充実
- (オ) まちの価値を高める緑のマネジメントの実行

イ 緑の確保目標水準

緑の将来像を支える5つの基本方針を実現するために必要な「緑の総量」を都市計画区域の30%以上とし、樹林地、農地、公園緑地等、緑化地、その他の緑地（水辺地空間）などの緑により確保する。

② 主要な緑地の配置の方針

ア 環境保全系統の配置方針

本区域の北西部に広がる多摩丘陵、多摩川沿いの崖線、多摩川そして東京湾の一角を担う臨海部の海は、本区域の骨格を形成する貴重な自然環境資源であることから、緑のつながりを強化するために広域的な視点を踏まえつつ、みどり軸として位置づけることにより積極的にその保全・創出に努める。

また、多摩川沿いの沖積低地や丘陵部に広がる生産緑地地区は、良好な生活環境の形成上、重要なものである。したがって、北西部においては段丘面や内陸部に広がる豊かな樹林地、生産緑地地区等を適切に確保することによって、緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温暖化ガスの吸着や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間を確保する。

一方、自然環境が少ない既成市街地においては、身近な自然とのふれあいの場の提供など良好な生活環境形成の核となるよう公園緑地を配置するとともに、河川沿い等をはじめとした市街地や臨海部の地域緑化の推進を図るほか、港湾緑地を配置する。

イ レクリエーション系統の配置の方針

(新)

公園緑地は都市における緑とオープンスペースの中核をなすものであり、スポーツ・レクリエーション機能、文化活動などの多様な利用における公園の拠点機能の発揮させるとともに、利用者が安全、安心に利用できる環境を確保し、公園の質的な向上を図る。

総合公園については、スポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、再編整備を推進する。

運動公園については、多摩川河川敷の利用などにより、スポーツ・レクリエーション活動の充足を図る。

また、住区基幹公園については、地域特性や利用者ニーズの変化に応じた特色ある公園の整備を推進する。

ウ 防災系統の配置方針

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時等に避難地や復旧・復興拠点等となり得る公園緑地を配置する。

災害時における一時避難場所となり得る市民生活に身近な住区基幹公園等を、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民防災農地、公益施設などと連続性を持たせながら適性な配置に努める。また、広域避難場所となり得る総合公園等に、避難地機能を有する施設の確保を図るとともに、自然災害リスクの高まりを踏まえた、整備の推進を図る。

多摩川河川敷においては、災害時の活動拠点として整備された地域防災活動拠点の有効利用を図る。

さらに、臨海部においては、首都圏における基幹的広域防災拠点を配置する。

エ 景観構成系統の配置方針

空間的な広がりを持つ多摩川、歴史的な文化遺産である二ヶ領用水や中小の河川、多摩丘陵台地に存する樹林地、多摩川に沿って点在する果樹園を主体とした生産緑地地区等は、良好な田園的景観を醸しだしていることから、これらの緑地を郷土的景観を構成する緑地として確保する。

一方、市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園緑地を配置し、公共施設緑化、街中や河川沿い等の地域緑化を推進し、街並み景観の充実を図る。

さらに、臨海部において事業所緑化を進めるとともに、水辺景観と調和した緑地を配置する。

オ 総合的な緑地の配置方針

多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、広域的なつながりをもつ、重要な自然的環境資源であり、川崎市の骨格を形成し、ふるさとの景観を特徴づけている。これらの緑のつながりを「みどり軸」と位置づけ、緑の保全、創出に努める。また、地域の核となる富士見公、等々力緑地、生田緑地等の大規模な公園緑地、まとまりのある緑地や農地、都市緑化などを重点的に推進する地区などを「みどり拠点」と位置づけ、それぞれの多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努める。

さらに、多摩丘陵などの「みどり軸」や大規模公園等の「みどり拠点」を、事業所の緑、住

(旧)

公園緑地は都市における緑とオープンスペースの中核をなすもので、量的拡大を図るとともに、市民が快適に利用できるよう、質的な充実を図ることも必要なことから、画一的な整備を避け、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園緑地の整備を行う。

総合公園については、計画された施設において、より市民利用の高い施設整備を積極的に推進し、早期開設に努めるとともに、一部の施設においては再編を行う。

運動公園の確保については、多摩川河川敷等の有効利用を図ることにより、スポーツ・レクリエーション活動の充足を図る。

また、市民が日常的に接する施設である公共施設の緑化を行うほか、民間の遊園地や企業厚生施設との連携、さらには、事業所や住宅の緑も含めて有機的なネットワークの形成を図り、市民が憩う空間の確保や身近な自然に触れあえるようレクリエーション利用の効果を高める。

ウ 防災系統の配置方針

都市の防災機能の向上により安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時等に避難地や復旧・復興拠点等となり得る公園緑地を配置する。

災害時における一時避難場所となり得る市民生活に身近な住区基幹公園等を、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民防災農地、公益施設などと連続性を持たせながら適性に配置する。また、広域避難場所となり得る総合公園等に、避難地機能を有する施設の確保を図るとともに、とりわけ広域的に重要な拠点である公園緑地については、整備の推進を図る。

また、多摩川河川敷においては、災害時の活動拠点として整備された地域防災活動拠点の有効利用を図る。

さらに、臨海部においては、首都圏における基幹的広域防災拠点を配置する。

エ 景観構成系統の配置方針

空間的な広がりを持つ多摩川、歴史的な文化遺産である二ヶ領用水や中小の河川、多摩丘陵台地に存する樹林地、多摩川に沿って点在する果樹園を主体とした生産緑地地区等は、良好な田園的景観を醸しだしていることから、これらの緑地を郷土的景観を構成する緑地として確保する。

一方、市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園緑地を配置し、公共施設緑化、街中や河川沿い等の地域緑化を推進し、街並み景観の充実を図る。

さらに、臨海部において事業所緑化を進めるとともに、水辺景観と調和した緑地を配置する。

オ 総合的な緑地の配置方針

多摩丘陵、多摩川崖線、多摩川、臨海部の海は、広域的なつながりをもつ、重要な自然的環境資源であり、川崎市の骨格を形成し、ふるさとの景観を特徴づけている。これらの緑のつながりを「みどり軸」と位置づけ、緑の保全、創出に努める。また、地域の核となる富士見公園、等々力緑地、生田緑地等の大規模公園、菅生緑地等の緑地、比較的大規模な住区基幹公園や特別緑地保全地区などを、みどり拠点と設定し、それぞれの多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努める。

さらに、多摩丘陵などの「みどり軸」や大規模公園等の「みどり拠点」を、事業所の緑、住

(新)

宅地の緑、街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、緑と水のネットワークの形成をめざす。

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの取組を進める。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全と活用

(ア) 特別緑地保全地区

良好な風致景観を呈する樹林地、文化財等と一体となった樹林地、動植物の生息地として保全する必要がある樹林地等を指定する。

イ 農地の保全と活用

(ア) 生産緑地地区

優れた緑地機能を有する良好な市街化区域内農地を計画的に保全するため、生産緑地地区または特定生産緑地に指定する。

(イ) 市民農園等

農地の保全とともに、市民の農業理解等を図るため、市民農園等の普及支援を行う。

ウ 公園緑地等の整備

(ア) 住区基幹公園

○ 近隣、地区公園

地域の特色や公園独自の魅力を活かし、質の向上を目指した整備を推進する。

○ 街区公園

地域の実情を捉えながら、適正規模・適正配置を目指した整備を推進する。

(イ) 都市基幹公園

○ 総合公園

都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、都市の顔となる個性と魅力ある整備を推進する。

○ 運動公園

多摩川のポテンシャルを最大限に引き出せるよう、市民や活動団体、学校などの協働・連携を視野に入れ、利用環境の向上を図る。

(ウ) 特殊公園

○ 墓園

市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を推進する。

○ 都市林

地球温暖化対策や生物多様性の保全、都市景観の向上を図るため、市民協働による利活用と保全の好循環の創出に向けた取組を推進する。

(エ) 緑道・緑地

緑のネットワークに資する都市緑地や環境保全機能や災害時の安全な避難路となる緑道の整備に努める。

(旧)

宅地の緑、街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、緑と水のネットワークの形成をめざす。

③ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 樹林地の保全と活用

(ア) 特別緑地保全地区

良好な風致景観を呈する樹林地、文化財等と一体となった樹林地、動植物の生息地として保全する必要がある樹林地等を指定する。

イ 農地の保全と活用

(ア) 生産緑地地区

優れた緑地機能を有する良好な市街化区域内農地を計画的に保全するため、生産緑地地区に指定する。

(イ) 市民農園等

農地の有効利用を図り、農とのふれあいを推進するため、市民農園等の配置に努める。

ウ 公園緑地等の整備

(ア) 住区基幹公園

人口密度や誘致圏域のほか、地域特性に配慮しながら、身近な街区、近隣、地区公園などを適正に配置する。

(イ) 都市基幹公園

レクリエーション需要に対応し、市域の特性を極力活かしつつ、緑のネットワークの核となるよう配置する。

○ 総合公園

富士見公園、等々力緑地及び生田緑地については、整備・再編を行う。

○ 運動公園

施設の利便性向上に向けた、多摩川緑地の整備に努める。

(ウ) 特殊公園

○ 墓園

緑ヶ丘霊園及び早野聖地公園の整備を進める。

○ 都市林

動植物の生息生育地である樹林地等を保護し、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として確保していく。

(エ) 緑道・緑地

菅生緑地の整備の推進に努めるとともに、緑のネットワークに資する都市緑地を配置する。

(新)

(オ) その他の公共空地等

東扇島及び浮島 1 期地区に港湾緑地を配置するとともに、景観資源や水生生物の育成の場として重要な多摩川水系、鶴見川水系等の河川を緑として位置付ける。

エ 長期未整備公園緑地の対応

長期未整備となっている公園緑地の区域の見直しや整備に向けた取組を進める。

④ 主要な緑地の確保目標

ア おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区、または整備することを予定する主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別	地域地区、公園緑地等の名称
地域地区 特別緑地保全地区等	多摩丘陵域
公園緑地等 都市基幹公園、 <u>緑地</u> 、 <u>墓園</u>	富士見公園 等々力緑地 生田緑地 菅生緑地 緑ヶ丘霊園 早野聖地公園

地域地区については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。公園緑地等の整備については、社会状況の変化を踏まえて進める。

イ 地域地区、公園緑地等の確保目標面積（既指定分を含む。）は、次のとおりとする。

<u>緑地（樹林地）</u>	300 ha
<u>緑地（農地）</u>	343 ha
<u>公園</u>	830 ha
<u>緑化地</u>	1,082 ha
<u>水辺地空間</u>	1,977 ha

（５）環境配慮に関する都市計画の方針

① 基本方針

脱炭素社会の構築に向けた二酸化炭素の削減や脱炭素エネルギーの導入の取組とともに、気候変動に適応した取組等により、将来世代にわたって安心に暮らせる脱炭素なまちづくりと、環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくりの更なる推進を図る。

快適な市民生活を守るため、大気や水質などの地域環境対策に取り組むとともに、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用の推進などの循環型社会の構築をめざしたまちづくりの推進を図る。

また、環境にやさしく利便性の高いコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進する。

(旧)

また、環境保全機能や災害時の安全な避難路となる緑道の整備に努める。

(オ) その他の公共空地等

東扇島及び浮島 1 期地区に港湾緑地を配置するとともに、景観資源や水生生物の育成の場として重要な多摩川水系、鶴見川水系等の河川を緑として位置付ける。

エ 長期未整備公園緑地の対応

長期未整備となっている公園緑地の区域の見直しや整備に向けた取組みを進める。

④ 主要な緑地の確保目標

ア おおむね 10 年以内に指定することを予定する主要な地域地区、または整備することを予定する主要な公園緑地等は、次のとおりとする。

地域地区、公園緑地等の種別	地域地区、公園緑地等の名称
地域地区 特別緑地保全地区等	多摩丘陵域
公園緑地等 都市基幹公園 <u>緑地</u> <u>墓園</u>	富士見公園 等々力緑地 生田緑地 菅生緑地 緑ヶ丘霊園 早野聖地公園

地域地区については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更する地区を含む。また、公園緑地等については、おおむね 10 年以内に都市計画決定、変更、整備予定、整備中及び供用する施設を含む。公園緑地等の整備については、社会状況の変化を踏まえて進める。

イ 地域地区、公園緑地等の確保目標面積（既指定分を含む。）は、次のとおりとする。

<u>特別緑地保全地区</u>	166 ha
<u>風致地区</u>	284 ha
<u>生産緑地地区</u>	254 ha
<u>住区基幹公園</u>	212 ha
<u>都市基幹公園</u>	284 ha

（５）環境配慮に関する都市計画の方針

① 基本方針

低炭素社会の構築に向けた二酸化炭素の削減や次世代エネルギーの導入の取組とともに、気候変動に適応した取組等により、環境に配慮した持続可能で豊かなまちづくりの更なる推進を図る。

快適な市民生活を守るため、大気や水質などの地域環境対策に取り組むとともに、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用の推進などの循環型社会の構築をめざしたまちづくりの推進を図る。

また、環境にやさしく利便性の高いコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進する。

(新)

さらに、カーボンニュートラルコンビナート形成に向けた取組の推進を図る。

② 環境共生のための施策の方向性

ア 地球環境の保全に向けた取組の推進

令和 32 (2050) 年の脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの最適利用の推進、次世代自動車等の普及促進、グリーンイノベーション推進など、市民・事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）を推進する。

また、気候変動の影響や適応に関する情報収集、分析を通して、市民や事業者に対し気候変動の適応を進めるためのサポートを実施するなど、気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組（適応策）を実施し、地域レベルからの地球温暖化対策を推進する。

イ 地域環境対策の推進

安心して健康に暮らせるまちを目指し、自動車や工場・事業場による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壤汚染等の対策を推進するとともに、大規模な開発行為や一定規模以上の建築物の建築による環境影響の防止対策を推進するため、環境に配慮した計画的な道路整備と土地利用の誘導に努める。

また、公共交通の利便性が高い拠点地区などについて、高度利用を図り、様々な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通等の更なるアクセスの向上や低炭素建築物等の整備と誘導し、脱炭素社会の実現に向けた都市づくりを推進する。

ウ 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進する。

また、廃棄物の処理については、適正かつ安定的に処理施設を稼働させるとともに、長期的な視点で適切な処理施設の更新を進める。

エ カーボンニュートラルコンビナート形成に向けた取組の推進

カーボンニュートラルコンビナート形成に向けた企業間連携等によるプロジェクト創出の取組により、水素を軸としたカーボンニュートラルなエネルギーの積極的な導入と利活用に向けた取組を実施するとともに、臨海部のカーボンニュートラル化実現に向けた取組を推進する。

(6) 都市防災に関する都市計画の方針

① 基本方針

関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした震災対策に加え、近年の地球温暖化による降雨強度の増加や頻発する突発的豪雨、東日本大震災の津波による広域被害等を踏まえ、様々な自然災害に対応する都市づくりが必要となってきた。

(旧)

② 環境共生のための施策の方向性

ア 地球環境の保全に向けた取組の推進

低炭素社会の実現による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、市民・事業者・行政など多様な主体の協働による温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、地域レベルからの地球温暖化対策を推進する。

また、本市が多様なエネルギーの供給地であるとともにエネルギーの大消費地であることや、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されている特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進する。

イ 地域環境対策の推進

安心して健康に暮らせるまちを目指し、自動車や工場・事業場による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、土壤汚染等の対策を推進するとともに、大規模な開発行為や一定規模以上の建築物の建築による環境影響の防止対策を推進するため、環境に配慮した計画的な道路整備と土地利用の誘導に努める。

また、公共交通の利便性が高い拠点地区などについて、高度利用を図り、様々な都市機能の集積を促進するとともに、公共交通等の更なるアクセスの向上や低炭素建築物等の整備と誘導し、低炭素な都市づくりを推進する。

ウ 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進する。

また、廃棄物の処理については、適正かつ安定的に処理施設を稼働させるとともに、長期的な視点で適切な処理施設の更新を進める。

(6) 都市防災に関する都市計画の方針

① 基本方針

関東大震災、阪神・淡路大震災の被害を教訓とした震災対策に加え、近年の地球温暖化による降雨強度の増加や頻発する突発的豪雨、東日本大震災による津波による広域被害等を踏まえ、様々な自然災害に対応する都市づくりが必要となってきた。

(新)

強さとしなやかさを備えた都市づくりを平時から構築するため、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興の取組を推進する。

災害リスクを踏まえた居住や都市機能を誘導する地域の設定や、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には適切な防災・減災対策等を推進する。

② 都市防災のための施策の方向性

ア 大雨・高潮や津波による浸水被害を軽減する都市づくり

低地部や埋立地において、ハード・ソフトの両面の取組を総合的に推進し、津波による死者数ゼロを目指すとともに、大雨・高潮による浸水被害の軽減を図る。

イ 地盤被害を軽減する都市づくり

丘陵部の住宅地において、土砂災害による被害の軽減を図り、また、低地部において液状化による道路やライフラインの被害の軽減を図る。

ウ 地震による建物倒壊・延焼火災の被害を最小にとどめる都市づくり

揺れによる大規模な人的被害・建物被害の軽減を図るとともに、特に被害が想定される木造密集市街地等においては、火災延焼による人的被害・建物被害の軽減を図る。

エ 安全に避難できる都市づくり

避難路や空地の確保により安全に避難できる市街地をめざし、また、密集市街地や高齢者の多い地区において、避難安全性の向上を図る。

オ 自助・共助（互助）により被害を軽減する都市づくり

自助・共助（互助）の防災意識の向上により、地域の防災力を向上し、被害の軽減を図る。また、地域の防災活動活性化に向けて行政が積極的に支援し、自主的な防災組織の強化を促進する。

カ 地域特性に応じた取組の推進

地域毎の特性や防災上の課題に応じた取組を推進する。

キ 大規模な災害が発生しても都市機能を維持できる都市づくり

復旧・復興時においても都市機能を維持できるよう道路・公園・鉄道等の強化を図り、また、防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー導入を推進し、災害時の機能維持等を図る。

ク 復興都市づくり

困難な状況下においても都市復興計画を確実・迅速に策定可能とするため、平常時から復興まちづくりの方向性を幅広く検討することや、都市復興計画の策定作業の内容や考慮すべき点、工程を示し、市民と共有化を図ることで円滑な復興を推進する。

(旧)

災害に強い都市づくりを実現するため、被害を低減するための予防対策と、被害を受けたとしても質の高い速やかな復興を可能とするための復興対策の両面からの取り組みを推進する。

② 都市防災のための施策の方向性

ア 地震による建物倒壊・延焼火災の被害を最小にとどめる都市づくり

揺れによる大規模な人的被害・建物被害の軽減を図るとともに、特に被害が想定される木造密集市街地等においては、火災延焼による人的被害・建物被害の軽減を図る。

イ 安全に避難できる都市づくり

避難路や空地の確保により安全に避難出来る市街地をめざし、また、密集市街地や高齢者の多い地区において、避難安全性の向上を図る。

ウ 地盤被害を軽減する都市づくり

丘陵部の住宅地において、土砂災害による被害の軽減を図り、また、低地部において液状化による道路やライフラインの被害の軽減を図る。

エ 津波や大雨による浸水被害を軽減する都市づくり

低地部や埋立地において、ハード・ソフトの両面の取組みを総合的に推進し、津波による死者数ゼロを目指すとともに、大雨による浸水被害の軽減を図る。

オ 大規模な災害が発生しても都市機能を維持できる都市づくり

復旧・復興時においても都市機能を維持できるよう道路・公園・鉄道等の強化を図り、また、防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギー導入を推進し、災害時の機能維持等を図る。

カ 自助・共助により被害を軽減する都市づくり

自助・共助の防災意識の向上により、地域の防災力を向上し、被害の軽減を図る。また、地域の防災活動活性化に向けて行政が積極的に支援し、自主的な防災組織の強化を促進する。

キ 地域特性に応じた取組の推進

市街地環境等から市内を分類し、地域毎の特性や防災上の課題に応じた取組を推進する。

ク 復興都市づくり

困難な状況下においても都市復興計画を確実・迅速に策定可能とするため、平常時から復興まちづくりの方向性を幅広く検討することや、都市復興計画の策定作業の内容や考慮すべき点、工程を示し、市民と共有化を図ることで円滑な復興を推進する。